令和５年４月１７日
四国電力株式会社

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告および資源エネルギー庁からの指導について

当社は、本日、四国電力送配電株式会社が管理する「託送お客さま管理システム」を使用して、当社以外の電気事業者のお客さま情報を災害等非常時以外に閲覧していた事案に関して、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受けました。

また、四国電力送配電株式会社の管理するＩＤ・パスワードを用いて、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム」を使用していた事案に関して、資源エネルギー庁から指導を受けました。

当社といたしましては、この度の勧告および指導を重く受け止め、これらの内容に対して適切に対応するとともに、再発防止策の着実な実施と全社を挙げたコンプライアンスの徹底に、全力を尽くしてまいります。

改めて、お客さまをはじめ社会の皆さまに、ご心配とご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

＜電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の概要＞

・行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること
内部統制の抜本的強化策は、令和５年５月１２日までに経済産業省に提出した上で、以降も定期的に状況を報告すること

・事案の内容及び発生原因を調査し公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと

＜資源エネルギー庁からの指導の概要＞

・情報の適正な管理及び取得が大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること

・事案の内容及び発生原因を調査し、対応策を含め、公表すること

・本指導への対応について、令和５年５月１２日までに、措置内容を報告すること

以　上